

就学援助制度のお知らせ



就学援助制度とは

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に学用品の購入費などを援助する制度です。



対象となる方

- 小中学校の児童生徒の保護者で、次のような方が対象になります。
- ・生活保護に準ずる程度に生活に困窮されている方で、市が定めた認定基準に該当する方
 - ・生活保護を受給されている方（修学旅行費、医療費のみ援助対象）

援助の内容

学用品費等、体育実技用具費、新入学用品費、宿泊研修費、修学旅行費、医療費、学校給食費、PTA会費など

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入が大幅に減少した方で認定要件を満たした場合に、就学援助を受けることができる制度もあります。申請手続きにつきましては、下記の教育委員会担当へお問い合わせください。

○ 手続方法や支給内容など詳しくお知りになりたい方は、お子さんが通っている学校又は下記の教育委員会担当へお問い合わせください。

旭川市教育委員会学校教育部学務課

旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル5階 TEL: 0166-25-9117（就学助成担当直通）